

**記者会見要旨**  
**(2021年11月26日)**

**I 最近の協会、業界の主な動向について**

1. 前回の記者会見後の協会及び業界の主な動向について、＜資料1＞に沿ってお話しします。
2. 8月27日に、特別調査研究「監査の現場力強化に向けた実態把握のための調査」のアンケートを実施しました。
3. 報道もされているとおり、監査の現場は繁忙を極めている状況が続いておりますが、そういった状況において、企業側と監査人側双方にアンケートを行いました。
4. 企業側には、監査を受けている企業の方々が、監査に対してどんな考え方や期待を持っているかというアンケートを行い、同じような趣旨で、監査人側にも監査に期待されていること、現状の監査の実態はどういったものかアンケートを行いました。
5. 両者の結果を突き合わせ、企業側の監査に対する考えや期待と、監査人側の考え、監査に対する思いを突き合わせて現場の実態を掴んだ上で、必要な改善策をとっていきたいと考えています。
6. アンケートの回答は終了しましたが、客観的に結果を分析するため、学者の方に調査を委託しています。調査結果が出ましたらご説明したいと思っております。
7. 8月31日に、IFRS 対応方針協議会から、IFRS 財団評議員会議長宛に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立に関して書簡が出されました。
8. ISSB の設立に関しては、ISSB のオフィスの招致に当たり、立ち上げに対する支援をまずカナダが表明し、続いて、ドイツ、スイス、日本などもオファーを出しました。中国も出したようです。
9. その日本のオファーの正式な文書が8月31日の文書で、財政的な支援、人的貢献及び技術的後援と現在日本にあるIFRS財団のアジア・オセアニアオフィスの存続を強く望んでおり、アジア・オセアニアオフィスの存続がISSBの支援ともなる。という書簡を出しております。
10. IFRS財団は11月3日に、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）設立を発表しました。
11. この11月3日の翌日に会長声明「IFRS財団によるサステナビリティ開示に関する重要な発表について－国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立/CDSB・VRFとの統合/気候開示等のプロトタイプ公表－」を発出しています。
12. IFRS財団の取り組みを評価するとともに、今後も支援して参りたいと考えておりますが、ISSBのアジア・オセアニア地域の事務所は、現在中国と日本が候補になっていて、是非、東京に置きたいと思っておりますが、今後の検討にゆだねられているという状況です。
13. 9月2日に、「会計情報の活用」授業支援パッケージを公表しました。
14. 2021年度から、中学校で会計情報の活用というテーマを社会科で学ぶよう指導要領が改訂されました。
15. 2022年度は高校でも学ぶよう指導要領が改訂されますが、会計を教える先生の授業を支援するための、授業支援パッケージを作成しました。
16. 15分版、50分版と授業時間に合わせて使っていただくことを想定して作成しており、できる限り教育支援をしていきたいと思っております。
17. 9月15日に、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」の第1回目が開催されました。
18. 第2回目が10月11日、第3回目が11月4日に開催され、11月12日に論点整理「会計監査の更なる信頼性確保に向けて」が公表されています。これについては後程ご説明いたします。
19. 9月15日に、会計・監査ジャーナル2021年10月号別冊付録「地域とともに歩む公認会計士

- ～地域社会の未来に向けた課題解決にチャレンジ～」（別冊第3号）を発刊しました。
21. これまでも会計・監査ジャーナルという月刊誌の別冊を発刊しており、今回は、地域会会長に焦点を当て、地域会の活動をご紹介します。
  22. 地域会では様々な活動をしており、中小企業支援、地方自治体の監査委員など、幅広く活動しています。
  23. それぞれの地域会で特徴的な活動をしていますので、是非ご覧いただきたいと思います。
  24. 今回の別冊を発刊した趣旨は、現在リモートでも様々な仕事ができるようになり、首都圏に住んでいる方に、少しでも地域との関係に興味を持って頂きたいと考え発刊しました。
  25. 9月17日に、第42回日本公認会計士協会研究大会を福岡で実施しました。今年も残念ながらオンライン開催になりましたが、約1,000人の参加者があり、無事開催できました。
  26. 2022年は横浜で開催を予定しており、対面にて実施できればと考えております。
  27. 10月26日に金融庁「企業会計審議会監査部会」がありました。この会議では、監査の品質管理基準の改訂が最終承認された後、会計監査の在り方に関する懇談会の議論の内容についても議論がされました。
  28. 10月28日に財務会計基準機構の定款変更がありました。大きな変更は、財務会計基準機構の事業の中に、サステナビリティ情報に関する基準の策定、意見発信を入れるというもので、これに伴い財務会計基準機構内に新しい委員会を立ち上げる準備をしているところだと思います。
  29. また、企業会計基準委員会の小賀坂委員長が、残念ながら先日亡くなりました。
  30. これからますますご活躍されることだったと思いますが、心からご冥福をお祈りしたいと思います。
  31. 10月29日に、「「監査上の主要な検討事項」の強制適用初年度（2021年3月期）事例分析レポート」を公表しました。レポートについては、学者の方に委託して取りまとめを頂きました。
  32. レポートの詳細についてはウェブサイトでご覧いただきたいと思いますが、当初KAMの記載内容がボイラープレート化するのではないかとと言われていましたが、実際のKAMの記載内容は様々で、ボイラープレート化しているということはないという分析結果でした。
  33. レポートでは今後、KAMを充実させるための要点などもまとめていただいております。今後のKAMの充実には生かせる内容になっていると思います。
  34. 11月3日に、叙勲・褒章があり、6人の会計士の方が受章されております。
  35. 11月20日に、BSテレ東で「未来プロジェクト2021～ネクストリーダーたちの奮闘記」というテレビ番組を放送していただきました。
  36. <資料4>の通り、3人の公認会計士で企業経営者の方に登場いただきました。
  37. 番組で紹介された会計士については、普通の会計士と違ったイメージの会計士を紹介しております。協会のウェブサイトでも期間限定で見ただけのようにする予定ですのでぜひご覧いただければと思います。
  38. 11月22日に、倫理規則改正の公開草案が公表されました。
  39. 11月22日に、金融庁「第48回金融審議会総会・第36回金融分科会合同会合」が開催されました。公認会計士制度の検討に関する諮問が発出されており、11月29日から金融庁「金融審議会公認会計士制度部会」が開催されました。年内に何回か開催される予定で、ここで公認会計士法改正の議論が行われる予定です。
  40. 11月29日はIPO会計監査フォーラムを開催します。今年も中小監査法人に焦点を当てて開催します。
  41. 中小監査法人がIPOの担い手として役割が広がってきており、フォーラム前半は中小監査法人のIPO担当者の方と証券会社の方等とのパネルディスカッション、後半は証券会社の皆さんに、中小監査法人をご紹介します。ネットワーキングを実施する予定です。

42. 11月19日に、公認会計士試験論文式試験の合格発表がありました。
43. 合格者が1,360人で、昨年より少しだけ増加しました。
44. 近年の傾向として1,200人から1,300人が合格しています。また、大学に在学している方の合格者が40%を超えておりまして、非常に若い方が合格しています。
45. 協会としては女性会計士を増やしたいと思って努力しており、合格者に占める女性の比率は昨年24.6%で過去最高となりましたが、今年は21.8%に落ちてしまいました。
46. 原因はわかっていませんが残念なことだと思っています。
47. 引き続き、女子学生の皆さんへは様々な情報提供をしたりして女性の合格率を上げていく努力をして参りたいと思います。

## II 会長声明「IFRS財団によるサステナビリティ開示に関する重要な発表について ―国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立 / CDSB・VRFとの統合 / 気候開示等のプロトタイプ公表―」について

48. 先ほど触れましたIFRS財団が11月3日に発表した国際サステナビリティ基準審議会の設立に関し、三つの重要な事項が公表されました。
49. 一つ目は、国際会計基準審議会（IASB）と並ぶ新たな組織として、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立することです。
50. サステナビリティ情報の開示の基準を作り、グローバルスタンダードとして作成していくこととなります。
51. 二つ目は、2022年6月までにIFRS財団が、気候変動開示基準委員会（CDSB）及び価値報告財団（VRF）を統合することです。
52. この二つの団体が、IFRS財団に吸収合併されることによって、乱立していると評されていたサステナビリティ関係の基準設定主体が、IFRS財団に統合され、企業情報開示で投資家向けの基準設定主体に関しては統一されていくこととなります。
53. 三つ目は、Technical Readiness Working Group（TRWG）から、「気候関連開示」と「サステナビリティ開示一般要求事項」に関する2つのプロトタイプが発行されました。
54. 気候関連開示のプロトタイプと、サステナビリティ開示機構に限らないサステナビリティ情報の開示の一般的な要求事項に関して、基準の元になるものが公表されています。
55. これを基に、おそらく2022年2月頃に公開草案が公表され、2022年6月までに、気候変動関連情報に関して、基準化するというスケジュールで進められているようです。
56. なお、ISSBの本拠地はカナダのモントリオール、ドイツのフランクフルトにおかれ、マルチロケーションとなっています。
57. アジア・オセアニア地域の事務所については、中国または日本ということで検討されており、是非、日本に事務所を置いて欲しいと思います。そのためには日本においても、オールジャパンで、支援をしてしっかりと役割を果たすことが必要となります。

## III 会長声明「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）論点整理の公表を受けて」

58. 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）論点整理「会計監査の更なる信頼性確保に向けて」」の公表を受けて、会長声明を発出しました。
59. 背景としては、サステナビリティ情報の開示、企業のグローバル化やIT化が進み、監査はかなり複雑化しています。
60. また、今や3万3千人あまりの会計士の過半は、監査法人以外の様々な場で活躍しており、元々監査をする公認会計士を前提にして作られた公認会計士制度が実態と合わなくなってきました。
61. 更に、監査の品質管理基準が改訂され、従来よりも、監査法人の経営の質が問われることに

なるので、特に、規模があまり大きくない監査法人にとってはその体制整備に負担がかかるのではないかと考えられます。

62. 現在 4,000 社近くの上場会社を約 130 の監査事務所でカバーしていますが、大手、準大手以外の監査法人に上場会社の監査先が広がっている状況です。
63. そのような状況の中では、やはり中小監査事務所の基盤を強化していく観点も必要だと考えられます。
64. また、倫理規則も改正されるなどこれらの背景から、懇談会では幅広く議論していただいて 11 月 12 日に論点整理が公表されました。
65. 11 月 29 日から金融庁「金融審議会公認会計士制度部会」が開催され、公認会計士法改正に向けた議論が開催されます。
66. 法改正に繋がるかもしれない論点について、一点目は、上場会社監査事務所登録制度の法定化です。
67. 現在は、取引所の上場規則にて、上場会社監査事務所登録名簿に登録された事務所しか上場会社の監査をできないよう定められています。
68. しかし取引所は、公認会計士協会に対する監督権限はなく、その規制の実効性という観点から、法律に定めることによって実効性が高まると考えられます。
69. これは今後の議論にゆだねられることとなりますが、在り方懇の場でも、監督官庁が監査人を直接規制することは反対と述べています。
70. 監督官庁が直接規制をすると、無謬性が求められ、定められた基準に従い形式を整えることに注力していくおそれがあり、本来あるべき企業環境をしっかりと理解した深度ある監査というものから乖離していくことになりかねません。
71. 監査規制は必要なものは受け入れますが、企業側に対する規制とのバランスをとることも必要です。
72. 昨今、情報開示の分野が広がっており、これから有価証券報告書に気候変動情報や人権情報等が記載されていくかもしれません。
73. それらの情報開示を決算日から 3 ヶ月以内に本当に企業が質の高い形で開示し、監査人もそれらの財務情報以外の情報を読んで検討し、財務諸表に表示された数値と矛盾がないかということを検討して監査報告書に記載することができるのか疑問が持たれます。
74. 非財務情報開示の拡充は世界的なテーマであり、こういった負荷が企業にも監査人にもかかるような上乘せした規制をするのではなく、ディスクロージャー制度全体を俯瞰した上で、メリハリをつけた規制にしていかなければ、企業と監査人の過重な負担になると懸念しています。
75. また在り方懇においては、株主総会の開催時期についても、今の決算日から 3 か月以内に全て終わらせるというスケジュールでよいのか議論する必要があるとも述べました。
76. 二点目として、ある企業を監査している監査法人の出資社員の配偶者が、その企業に所属していて、その配偶者が経理責任者や役員になると、利益相反の観点から監査法人はその会社を監査できなくなってしまう。という点があります。
77. 会社側、監査法人側双方の人事に影響しているケースが実際に出てきています。
78. 例えば監査法人で社員に昇格させたい方が出てきた際、その方の配偶者が監査先企業の経理担当役員だった場合、昇格させると監査契約を解除しなければなりません。
79. 国際倫理基準では、監査法人の社員全員を対象としておらずもう少し狭い範囲の規制にされていますので、それと合わせて欲しいということを考えています。
80. その他、組織内会計士の方について、監査法人以外の組織に所属している方が、どの組織に所属しているかということは、公認会計士の登録事項になっていません。
81. 今後、組織内会計士をしっかり支援し、指導・監督を行き渡らせるために、組織内会計士の

勤務先を公認会計士の登録事項にできないかということが検討されています。

82. これらは、来年の通常国会での法改正を目標とされると思いますが、これらの論点以外にも、例えば、非財務情報の保証がすでに実務で行われていますが、現在の公認会計士法での位置付けがはっきりしていません。
83. 現在は、監査業務と監査業務以外の業務という立て付けになっており、このまま監査業務以外の業務ということで良いのか検討が必要になります。
84. また、公認会計士の試験科目や受験資格に対する意見も出ています。
85. 引き続き公認会計士制度の議論は続けていく必要があると考えております。

#### IV 未来プロジェクト 2021～ネクストリーダーたちの奮闘記

86. BS テレ東にて、11月20日に1時間番組で公認会計士の方を3名紹介する番組が放送されました。
87. 1人目は再生可能エネルギーを普及させる会社の社長の方です。
88. 2人目は北海道のエンターテイメント施設の再生に関わっている方で、この再生事業に関わる前から事業を行われている方です。
89. 3人目は名古屋で一時期預かり託児所を運営されている方です。
90. 今回、公認会計士が様々な貢献ができるということを知っていただきたいという趣旨で番組を制作頂きました。志の高い公認会計士の活躍がよくわかるとてもよい番組になっています。この方々以外にもご紹介したい方々いらっしゃいますので、またの機会を設けることができたらと思います。

#### V 会計・監査ジャーナル別冊第3号「地域とともに歩む公認会計士～地域社会の未来に向けた課題解決にチャレンジ～」

91. 会計・監査ジャーナル別冊第3号「地域とともに歩む公認会計士～地域社会の未来に向けた課題解決にチャレンジ～」は、先ほど申し上げた通り会計士の方々に地域に貢献していただくため、地域会を全国で紹介するために制作しました。
92. 会計・監査ジャーナル別冊については、来年3月を目途に、監査にフォーカスした第4冊目を作る予定です。
93. 監査が大変で、監査手続を完了させることに苦労しているような状況で、監査法人を辞める人が増えている。という流れが業界の大きな課題の一つです。
94. 監査法人で頑張っている方にフォーカスをして、監査の意義、やりがいについて是非知っていただきたいと考えています。

以 上